

水害にあったときに

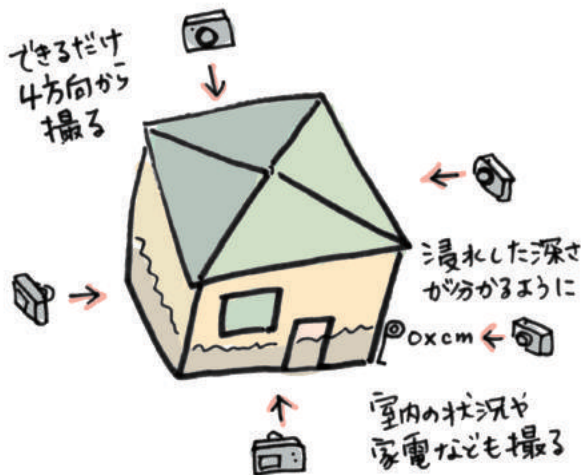
浸水被害からの生活再建の手引き

このチラシは水害にあった際にすることの一般的な手順をまとめたものです。
落ち着いて、できるところから始めましょう。

1 被害状況を写真に撮る

- 被害の様子が見える写真を撮る
- 家の外をなるべく4方向から、浸水した深さがわかるように撮る
- 室内の被害状況もわかるように撮る

市町村から罹災証明書^{りさい}を取得するときに役立ちます。また、保険金の請求にも必要です。



2 施工会社・大家・保険会社に連絡

- 家の施工会社や大家に、家が浸水したこと、浸水のおおよその深さを伝える
- 火災保険や共済に加入しているときは、担当者にも連絡する

※どの火災保険に入っているかわからないときは下記へ問い合わせましょう

自然災害損保契約照会センター
(一般社団法人 日本損害保険協会内)
電話：0120-501331 (無料)
土日祝・年末年始をのぞく 9:15~17:00

3 罹災証明書の発行を受ける

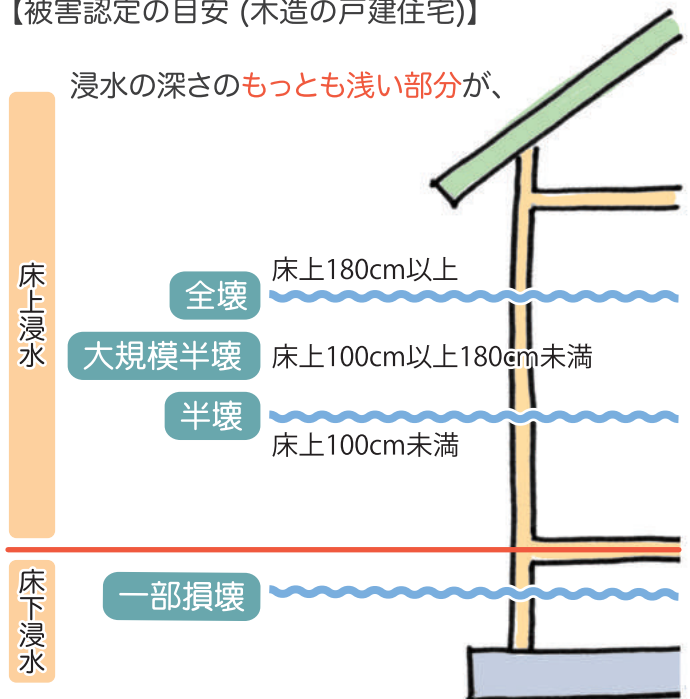
- 市役所・町村役場に浸水したことを申し出る
- 被害認定の調査を受ける

役所に自宅が浸水したことを申し出ると、市町村職員などによる被害調査が行われ、住家の被害程度を証明する罹災証明書が発行されます。罹災証明書は後で公的な支援を受ける際に必要になります。

なお、大規模災害になると申し出がなくとも全戸調査が行われ、発行までには数週間から1か月以上かかることもあります。

被害を判定する1回目の調査の多くは、外から見て行われ、2回目以降は家屋の傾き具合や建物の損傷などから判断されます。判定に疑問がある場合には、再調査を申し込むことができます。

【被害認定の目安 (木造の戸建住宅)】



※実際の被害認定は、外観の他に家の傾き、浸水の深さ、柱や床といった家屋の部位ごとの倒壊割合など、一定の基準のもとに行われます。

4 ぬれてしまった家具や家電をかたづける

● かたづけはゆっくり

上下水道、電気やガスが復旧していないと、思うようにかたづけができません。疲れもたまっているので、慌てずに行いましょう。

● 作業のあとには手指を消毒

水害後は砂やほこりが舞っています。マスク、ゴム手袋を身につけ、こまめにうがい、消毒を。

● ゴミ捨てのルールはふだんと異なる

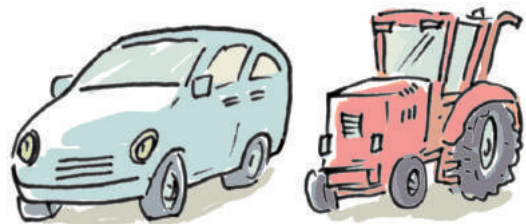
ゴミ捨てのルールは市町村のチラシや災害FMなどで伝えられます。使える袋の種類や捨てる場所など、正しい情報を得ましょう。

● ボランティアをお願いする

多くの人が手伝ってくれます。ボランティアセンター、市町村、社会福祉協議会に相談しましょう。

? こんなものはどうする？

自動車・農機具



- ・絶対にエンジンをかけず、修理工場に連絡をする
- ・しばらく乗らないときは車検証とナンバーをはずしておく（盗難防止のため）
- ・「無料で処分する」という悪徳業者に注意

アルバム・写真類



- ・しっかり洗浄、乾燥すれば復元できる場合がある
- ・水が使えるようになるまでは土などの汚れを落とし、アルバムを広げて日陰で乾かす

携帯電話・スマートフォン

- ・電源を入れずに電池、SIMカード、SDカードを外し、保管する
- ・泥水に浸かった場合は防水型でも一度電源を切って乾燥させる
- ・最寄りの携帯ショップに相談する



現金・通帳など

- ・汚れた現金は、一定の条件のもと、新しいお金に換えてもらうことができる
- ・災害のあとは、通帳や印鑑がなくても便宜的に支払いに応じてくれることがあるので、取引銀行や金融機関に相談する

✕ 再利用が難しいもの

畳・じゅうたん・布団



水を吸うと使えない

木製の棚(合板)



乾いたように見えても、あとからカビが生える

△ 使えるかもしれないもの

ふすま・障子



乾かすと
棧や枠は
使える
ことも

エアコン室外機



しっかり乾かせば
使える場合も

トイレ・風呂釜



電気系統以外は
洗えば使える

食器類



キッチンハイター(塩素系
漂白剤)で消毒すれば
使える

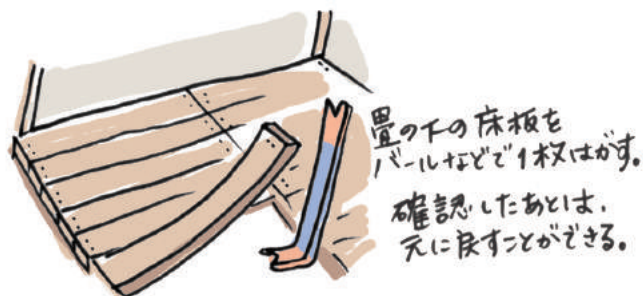
5 床下の掃除・泥の除去・乾燥

ぬれた家をそのまま放っておくと、後からカビや悪臭が発生し、生活に支障がでる場合があります。まずは床下の状態を確認してください。自分でできない場合は、施工業者やボランティアに作業をお願いしましょう。

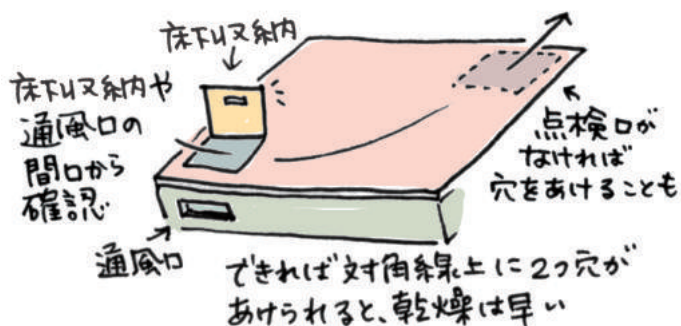


●床下に水・泥が入り込んでいるか確認する

畳の場合



フローリングやじゅうたんの場合



●泥の除去と床下の消毒をする

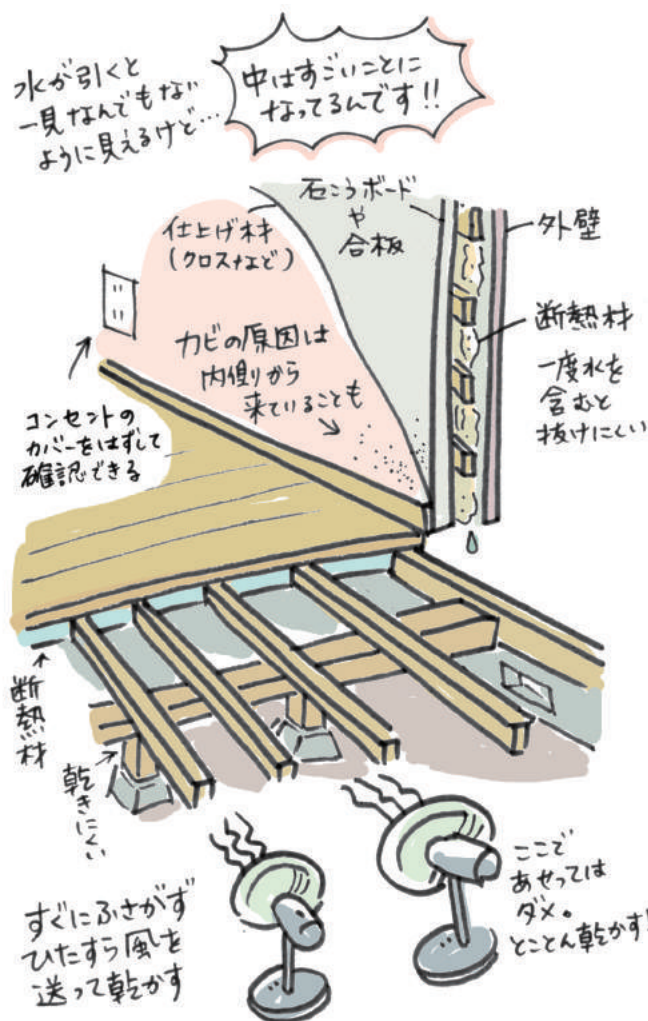
- ・床下の泥をかき出して洗い、消毒する
- ・消毒剤は注意書きをよく読んで使う

よく使われる消毒剤

- ・消石灰（しょうせっかい）
湿った床下の土にまく。素手でさわらない。
- ・逆性石けん（ベンザルコニウム塩化物）
「オスバンS」が代表的な商品名。水でうすめて家財や床材、手指の消毒に使う。原液を素手でさわらない。

●カビを防ぎ、とにかく乾燥

- ・床、壁、天井などに消毒用エタノール（80%溶液）をスプレーし、ぞうきんでふき取る
- ・家具などに使う際は、色落ちしないか目立たないところで確認する
- ・換気をよくし、火気を使わない
- ・壁も水を吸っているのので、中を確認する
- ・しっかり乾燥させるには最低1ヶ月ほどかかる



6 掃除をするときの服装

基本は肌の露出を避けること。

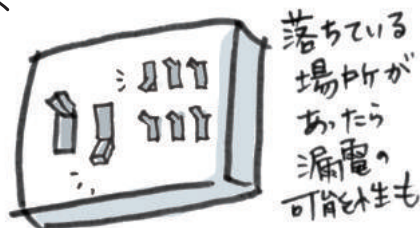


※これらはホームセンターなどで購入できます

7 復旧のまえに確認をすること

●電気(ブレーカー)

- ・水害の後にブレーカーが落ちていたら、どこかで漏電しているかもしれないため、電力会社に相談する
- ・避難などで家を離れるときはブレーカーを切っておく



●水



- ・水道復旧直後は水が汚れている場合があるので、しばらく流す
- ・井戸水は水質検査が終わるまで飲まない
- ・浄化槽の場合は、トイレや風呂を使う前に点検をする

●ガス



元の位置から動いてしまったプロパンガスのボンベは、復旧をする前にガス業者に点検を依頼する

この手引き「水害にあったときに」には、必要な手続きや作業をよりくわしく説明した「冊子版」もあります。下記のホームページ、または連絡先までお問い合わせください。



作成：震災がつなぐ全国ネットワーク

〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉1-13-34 名建協2階
(認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード内)
TEL：052-253-7550 FAX：052-253-7552
ホームページ <http://blog.canpan.info/shintsuna/>

私たち「震災がつなぐ全国ネットワーク」は、阪神・淡路大震災(1995年)以降、数々の被災地で支援活動を行ってきた、約30のNPOやボランティア団体からなるネットワーク組織です。過去の水害被災地への支援経験をもとに、この手引きを作成しました。

監修：鍵屋一(跡見学園女子大学教授・一般社団法人福祉防災コミュニティ協会代表理事)
参考：内閣府(防災担当)災害に係る住家の被害認定基準運用指針(H30年3月)

※本手引きは日本財団活動助成によって作成されました。

Supported by THE NIPPON FOUNDATION